

益城町上下水道事業経営統合検討業務委託仕様書

1 業務名

益城町上下水道事業経営統合検討業務委託

2 業務目的

本業務は、益城町（以下、「町」という。）の上下水道事業について、経営の統合の方向性を検討することを目的とする。

具体的には、町内全域の上下水道事業を俯瞰的に把握し、職員へのヒアリング結果、組織体制、財政シミュレーションの効果検証等を踏まえ、上下水道事業統合の方向性について定量的かつ総合的に検討する。

3 委託期間

令和7年（2025年）7月22日（火）から
令和9年（2027年）3月26日（金）まで

4 対象範囲

（1）上水道事業

①取水施設

施設名称	第3水源地	第4水源地
位置	益城町大字寺迫 51 番地 1	益城町大字宮園 302 番地
計画取水量	2,000 m ³ /日	2,000 m ³ /日
施設名称	第5水源地	第6水源地
位置	益城町大字宮園 302 番地	益城町大字田原 674 番地
計画取水量	2,500 m ³ /日	1,500 m ³ /日
施設名称	第7水源地	第8水源地
位置	益城町大字小谷 963 番地 1	益城町大字田原 1768 番地
計画取水量	1,500 m ³ /日	1,500 m ³ /日
施設名称	第9水源地	大峯水源地
位置	益城町大字寺迫 1046 番地 2	益城町大字広崎 1689 番地 3
計画取水量	1,602 m ³ /日	予備
施設名称	北池久保水源地	駄貫原水源地

位置	益城町大字杉堂 540 番地 3	益城町大字小谷 810 番地 8
計画取水量	8 m ³ /日	771 m ² /日
施設名称	福田水源地	飯野水源地
位置	益城町大字平田 1126 番地	益城町大字小池 559 番地 3
計画取水量	570 m ³ /日	529 m ² /日
施設名称	下陳水源地	潮井水源地
位置	益城町大字下陳 143 番地 3	益城町大字杉堂 1394 番地
計画取水量	216 m ³ /日	304 m ² /日
施設名称	テクノ第 1 水源地	テクノ第 2 水源地
位置	益城町大字田原 2081 番地 6	益城町大字田原 1155 番地 6
計画取水量	500 m ³ /日	500 m ² /日

②配水施設

施設名称	第 1 配水池	第 2 配水池
位置	益城町大字寺迫 678 番地	益城町大字田原 674 番地
構造	プレストレストコンクリート造	プレストレストコンクリート造
有効容量	2,870 m ³	2,500 m ²
施設名称	大峯配水池	金峯山配水池
位置	益城町大字広崎 1689 番地 3	益城町大字杉堂 1173 番地
構造	プレストレストコンクリート造	鉄筋コンクリート造
有効容量	420 m ³	496 m ²
施設名称	駄貫原配水池	小谷加圧所（接合井）
位置	益城町大字小谷 810 地 8	益城町大字小谷 702 番地
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
有効容量	280 m ³	12 m ²
施設名称	第 2 加圧所（受水槽）	福田配水池
位置	益城町大字小谷 1708 番地 3	益城町大字平田 866 番地 1
構造	鉄筋コンクリート造（2 池）	プレストレストコンクリート造
有効容量	300 m ³	500 m ³
施設名称	福田加圧所	飯田配水池
位置	益城町大字福原 6267 番地 6	益城町大字小池 3288 番地
構造	ステンレス製	鉄筋コンクリート造
有効容量	10 m ³	160 m ²

施設名称	新屋敷配水池（予備）	鬼塚配水池
位置	益城町大字小池 3419 番地 10	益城町大字小池 1692 番地 2
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
有効容量	7.5 m ³	210 m ³
施設名称	東南部第 1 配水池	東南部第 2 配水池
位置	益城町大字下陳 651 番地	益城町大字下陳 1172 番地
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
有効容量	143 m ³	127 m ³
施設名称	東南部第 3 配水池	東南部減圧槽
位置	益城町大字福原 2804 番地	益城町大字福原 2960 番地
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
有効容量	102 m ³	8.75 m ³
施設名称	潮井配水池	テクノ配水池
位置	益城町大字杉堂 1395 番地	益城町大字田原 2081 番地 6
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
有効容量	251 m ³	350 m ³
施設名称	丸林ポンプ場	
位置	益城町大字小池 2339 番地	
構造	鉄筋コンクリート造	
有効容量	12 m ³	

③水道管延長

導水管：2,165m 送水管：14,655m 配水管：235,645m

④財務状況

別添「令和 7 年度益城町水道事業会計予算書」及び「令和 5 年度益城町水道事業会計決算書」のとおり

(2) 下水道事業

①管路施設

処理区名称	益 城	飯 野	津 森	福 田
形態	単独公共	特環公共	特環公共	特環公共
面積 (ha)	645	92	56	66
供用開始	平成6年	平成18年	平成21年	平成15年
排除方式	分流式			
延長 (m)	20,340	4510	5540	5540
計画処理人口 (人)	26,600	2,700	1,700	1,800

②処理施設

名称	益城町浄化センター	益城町福田処理場
位置	益城町大字馬水 1194 番地 2	益城町大字福原 934 番地
処理区名称	益城処理区	福田処理区
供用開始	平成6年4月	平成15年3月
排除方式	分流式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法	連続流入完結ばっ気方式
	濃縮→消化→脱水	攪拌→分離
現有能力	13,930 m ³ /日	662 m ³ /日

③雨水ポンプ場

ポンプ場名称	福富雨水ポンプ場	安永雨水ポンプ場	妙見雨水ポンプ場
排水区の名称	福富排水区	安永第1排水区	妙見川第1排水区
敷地面積 (ha)	0.08	0.05	0.052
揚水量 (分：m ³)	306.6	192.4	96.0

④マンホールポンプ場

63箇所

(益城処理区15箇所、飯野及び津森処理区24箇所、福田処理区24箇所)

⑤財務状況

別添「令和7年度益城町下水道事業会計予算書」及び「令和5年度益城町下水道事業会計決算書」のとおり

5 内容

(1) 基礎調査

① 資料の収集・整理

業務遂行上必要となる各種資料を収集・整理する。

(PPP/PFI関係)

a) 内閣府及び国土交通省関連計画

- ・ PPP/PFI推進アクションプラン（ウォーターPPP関係）
- ・ その他業務遂行上必要となる資料

(上水道事業)

a) 上位計画・関連計画の収集・整理

- ・ 上下水道耐震化計画
- ・ 水道事業アセットマネジメント
- ・ 水道事業経営戦略 等

b) 維持管理情報・施設改築の収集・整理

- ・ 現行の各種維持管理業務委託に関する情報
- ・ 事業費・事業内容および受託者に関する情報
- ・ その他業務遂行上必要となる資料

(下水道事業)

a) 上位計画・関連計画の収集・整理

- ・ 町下水道事業ウォーターPPP導入検討に伴う基礎調査報告書
- ・ 流域別下水道整備総合計画
- ・ 下水道基本構想ビジョン
- ・ 下水道全体計画
- ・ 下水道法事業計画
- ・ ストックマネジメント計画
- ・ 総合地震対策計画
- ・ 耐水化計画
- ・ 施設再構築に関わる施設計画
- ・ 下水道経営戦略
- ・ 広域化・共同化計画 等

b) 維持管理情報・施設改築の収集・整理

- ・ 現行の各種維持管理業務委託仕様書
- ・ 管路の維持管理（清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等）に関する実施量・件数、事業費・事業内容および受託者に関する情報
- ・ 管路の施設改築（更新、長寿命化対策等）に関する実施量・件数、事業

- 費・事業内容および受託者に関する情報
- ・浄化センター・ポンプ場の保安全管理（点検、調査、修繕、故障等）に関する実施量・件数、事業費・事業内容および受託者に関する情報
- ・浄化センター・ポンプ場の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等）に関する実施量・件数、
- ・事業費・事業内容および受託者に関する情報
- ・その他業務遂行上必要となる資料

②現状の把握

資料の収集・整理結果をもとに、業務対象施設の維持管理状況、老朽化状況や業務執行体制を把握し、現状整理・分析を行う。

③現地確認

業務遂行上必要となる上下水道事業における主要な施設の概況を把握するため、現地確認を行う。

（２）関係者ヒアリング

町で認識する現在の上下水道事業における現状と課題および経営統合における懸念事項について、体制、施設、財務の観点でヒアリングを行い、その結果を取りまとめる。

（３）組織体制における検討

①先行事例の調査及び整理

同規模自治体や先行自治体の状況について情報収集を行い、課題等を整理した上で組織体制に関する基礎資料を作成する。

②メリット及びデメリットの洗い出し

本町における現状を把握した上で、上下水道事業の経営を統合した場合及びしない場合における組織体制を整理し、メリット及びデメリットを整理する。

③業務委託等に関する検討

経営統合に伴い、ウォーターPPP含め業務委託等により対応することが適切と考えられる事項を抽出し、業務委託を実施する場合の留意点等を整理する。

④必要人員数に関する検討

②及び③の検討と整合を図った上で、想定される組織体制ごとの必要な人員数について検討を行う。

⑤組織改編案の策定

前述の各種検討結果を踏まえ、本町における組織体制に関する採用案、及び代替え案の2案を選定し、組織改編を行う場合における留意点や調整事項等を取りまとめる。

(4) 会計処理及び予算・決算等に関する検討

①各事業における相違点の確認

水道事業及び下水道事業双方における会計、予算・決算における相違点等を整理し、担当職員へのヒアリング等を行う。

②会計処理における変更等に関する検討

①の結果を踏まえ、組織改編案を採用する場合における会計規定上の変更点等を整理する。

③予算・決算における変更等に関する検討

①の結果を踏まえ、組織改編案を採用する場合における予算・決算上の変更点等を整理する。

④組織改編案における予算科目及び勘定の見直し

前述の各種検討結果を踏まえ、組織改編案（採用案）を考慮した予算科目及び勘定科目の見直しの必要性について検討し、必要な場合は見直し案を作成する。

⑤資金計画に関する検討

直近3か年程度の月別収支の状況を踏まえ、組織改編後の資金計画について検討する。

(5) 財政シミュレーションによる効果検証

①現状把握及び現状分析

前述の収集資料及び経営比較分析表等を活用し、本町上下水道事業の現状を把握し、改築更新事業等を踏まえた環境分析を行い、経営診断を行う。

②財政シミュレーションの構築

組織改編前後での投資・財政計画を検討するため、公営企業会計方式に基づく財政シミュレーションモデルを構築する。

なお、本モデルはエクセルファイルで作成し、発注者が加工できる携帯で納品する。

③改築更新計画の整理

財政シミュレーションの実施に当たり、前述の基礎調査やヒアリングから上下水道事業における改築更新計画について整理し、財政シミュレーションに反映する。

④財政シミュレーション

前段で構築した財政シミュレーションモデルを利用して、財政シミュレーションを3ケース作成する。

ここでは、先に検討した改築更新計画を踏まえ、将来にわたる経営課題を整理するとともに、経営健全化に向けた取り組みを検討し、収入と支出が均衡するよう投資財政計画を検討する。

⑤投資財政計画の整理

資本的収支及び収益的収支の将来予測結果を踏まえ、将来にわたる経営課題を整理するとともに、経営健全化に向けた取り組みを検討し、収入と支出が均衡するよう投資財政計画を検討する。

⑥組織改編に関する効果検証

前述の各種検討結果を踏まえ、組織改編における財政面での効果検証を行う。

(6) 経費負担等に関する検討

①現状把握

一般会計、水道事業及び下水道事業での経費負担区分の協議において必要となる資料を収集して現状を把握する。

②組織改編後における各種事業での費用負担に関する検討

組織改編後における適切な費用負担について検討し、後に実施する財政シミュレーションに反映する。

(7) 住民及び町議会周知に関する検討及び支援

広報誌、ホームページへの掲載等による住民周知及び町議会等への経過・結果報告に向け、適切な周知方法について検討し、資料作成のための調整に関する支援を行う。

(8) 打合せ協議

毎年4回程度を目安として、2年間で計8回程度の打合せ協議を実施する。

(9) 報告書作成

検討内容、検討結果等について、分かりやすく報告書に取りまとめる。

なお、報告書には最終結果だけではなく、年度途中経過もまとめるものとする。

6 成果品

成果品として「報告書」としてまとめ、紙媒体及び電子データで納品する。

なお、令和7年度においては、途中経過報告書として電子データで納品する。

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の年度末及び完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

8 対象経費

- (1) 本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。
 - ①受託事業に従事する労働者の人件費
 - ②その労働者を指導する正社員の人件費
 - ③事業実施の際に必要な機械・機器・会場等の賃借経費
 - ④益城町役場など関係機関との打ち合わせ等にかかる旅費
 - ⑤システムの賃借、通信料にかかる経費
 - ⑥納入品の製作にかかる経費
 - ⑦一般管理費
- (2) 対象とならない経費
 - ①機械・機器等の購入経費
 - ②土地・建物を取得するための経費
 - ③施設や設備を設置または改修するための経費
 - ④国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
 - ⑤飲食にかかる経費
 - ⑥その他、事業との関連が認められない経費
- (3) その他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

9 個人情報取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は、委託者の承諾を得ずに成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

い。

10 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス」実施要領（平成31（2019年）年4月1日）に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。

11 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 本業務の受託者は、今後発注される上下水道各種事業における事業者となることを妨げるものではないとする。
- (5) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。